

入会資格に関する規程

1. 入会資格

1.1. 定款（第2章会員 第6条種別 2項）

正会員は、わが国において、マーケティング・リサーチ業を営む法人とする。

1.2. 入会資格基準

前項の資格を有し、当協会に入会を希望する法人の資格審査は、当協会の定款に定める目的にのっとり、次の資格基準を適用する。判定基準の詳細は「入会資格審査基準」に定める。

- (1) 新たに入会を希望する法人並びにその代表者及びマーケティング・リサーチ事業の責任者は、マーケティング・リサーチ綱領の精神にのっとり、マーケティング・リサーチの向上、マーケティング・リサーチ業の発展に寄与する活動を行っていること。
- (2) 新たに入会を希望する法人の代表者またはマーケティング・リサーチ事業の責任者は、自ら行うマーケティング・リサーチ業務について、十分な知識、技能、経験を有し、事業の正しい発展に努力していること。
- (3) その法人は、自ら行うマーケティング・リサーチ業務につき、十分な組織機構を具備し、経営的にも健全な基礎を有していること。

2. 入会

2.1. 定款（第7条入会 1項）に定める規定

「本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない」

また、定款第6条2項に規定する（上記1.1.）資格を有するものは、理事会の承認を得て、当該正会員となることができる。

2.2. 1. 当協会定款第6条2項の資格を有するものが、新たに入会を希望するときは、当協会所定の手続きにより、下記事項をもれなく記載して申し込まなければならない。

〔入会に関する書類の提出〕

- (1) 入会申込書
- (2) 推薦書
- (3) 誓約書
- (4) 会社概要書
- (5) 業務内容及び組織図が明確に記された会社案内
- (6) 謄本（3カ月以内発行のもの）

- (7) 過去 3 年間の取扱高 (営業種目別取扱高の内訳) 設立 3 年を経過していない場合は直近の数値
 - (8) 直近 3 年度分の収支報告書 (設立 3 年を経過していない場合は直近の数値)
 - (9) 定款
 - (10) その他、当協会が定める書類
- 2 . 2 . 2 . 新たに入会を希望する法人は、「正会員社の入会歴が 2 年以上」を有するもの 2 社から推薦を得るものとする。
また推薦社は、入会を希望する法人が、本規程に定める入会資格基準を満たしていることを保証する。
- 2 . 2 . 3 . 新たに入会を希望する法人は、「当協会が定める各種ガイドライン」を遵守する。
- 2 . 2 . 4 . 新たに入会を希望する法人は、入会審査期間中に提出書類の内容に変更があった場合には、速やかに当協会に申し出なければならない。
- 2 . 2 . 5 . 入会審査期間中、以下のいずれかに該当する事実があった場合には、入会審査を打ち切ることがある。
- (1) 申請内容に虚偽があることが明らかになった場合
 - (2) 当協会定款 10 条に定める除名処分に相当する行為があった場合
 - (3) 入会を希望する法人が法人格を失った場合、または正常な事業の継続が不可能になったと判断される場合
- 2 . 2 . 6 . 入会審査において必要があると判断した場合には、追加資料の提出を求めることがある。また、特に必要と判断した場合には、入会を希望する法人の事業所内に立ち入っての実地審査を求める場合がある。

附 則

本規程の改廃は、理事会の決定による。

本規程は、2004年11月1日から施行する。

2006年6月1日 一部改正